

令和3年 月 日

様

神奈川県知的障害福祉協会
会長 出縄 守英

神奈川県身体障害施設協会
会長 柴田 和生

特定非営利活動法人神奈川セルフセンター
会長 鈴木 暢

市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書

利用者が安心して安全な地域生活を継続していくため、地域福祉を中心的に担う市町村において、障害福祉サービスの更なる推進と充実が図られるよう次のとおり要望いたします。

1. 新型コロナウイルス感染症の対応について（新規要望）

昨年度に引続き依然として世界的な脅威になっています新型コロナウイルス感染症については、神奈川県内の福祉施設でも多数の陽性者が判明しており、一部はクラスターに発展するケースもありました。現在は変異株の感染も報告されており、予断を許さない状況です。福祉施設・事業所は、障がい者(児)、ご家族の生命、健康を守っていくために以下の通り施策の整備を要望します。

- (1) 感染、発症の予防、また重症化を防ぐ上でも効果があると言われてますコロナワクチン接種につきましても、福祉施設従事者（以下、職員）、基礎疾患を有する方（知的障がい・精神障がい含む）は優先接種の対象になっています。しかし、現状は各市町村によって対応、進度が相違しています。施設・事業所では速やかに利用者・職員が共に集団接種が出来ることが望ましいと考えます。しかし、その課題は利用者・職員との対応の相違、接種券発行の条件（年齢、住民票のある住所地、申請主義）、ワクチンの確保、医師・看護師の確保（派遣要請含む）、会場の確保などがあります。よって、市町村におかれましては、利用者・職員の優先的な集団接種が可能となるような迅速かつ柔軟的対応と配慮をお願いします。
- (2) 利用者・職員が必要な時に PCR 検査を速やかに受けられるような行政検査の配慮と救護応援体制の確保をお願いします。

- (3) 利用者が PCR 検査で陽性と判明した場合は速やかに入院・入所（ケア付き宿泊療養施設）できるよう、医療体制の確保をお願いします。ケア付き宿泊療養施設には、グループホーム内での感染拡大防止のため、グループホームの入居者も対象にしていたくようお願いいたします。
- (4) 集団感染が発生した際には、発生した福祉施設への衛生管理・指導のための専門医療スタッフの派遣と、衛生・医療に係る備品等の優先的支給を引続きお願いします。
- (5) 感染した施設に対しての風評被害が出ないよう市民への啓発をお願いします。たとえば、感染者を特定するよう施設に要求したり、製品の不買をしたり、不必要な電話連絡をすることなど。
- (6) 感染した施設の職員は濃厚接触者となるため、家族が同居する場合は自宅に帰れず、車中泊をしたケースがありました。そのような職員の宿泊施設の確保または宿泊に係るかかり増し費用の助成を検討願います。
- (7) 昨年度は新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、各種加算要件等の緩和がなされました。現在も収束が見通せない状況は変わりませんので、引続き柔軟な対応をお願いします。特に感染が起こった事業所は陽性者の治療および感染拡大防止のために何日か閉鎖することがあります。しかし、その間も職員は自宅待機の利用者の健康把握のため連絡を行ったり、関係機関・施設や業者と頻繁に連絡調整を行っておりますので、その際は在宅支援等の代替的支援を柔軟的に認めていただけるようご配慮をお願いいたします。

2. 人材確保について（継続要望）

- (1) 福祉人材の確保については、障がい福祉のみならず福祉事業全体の問題になっています。市町村と法人、施設が協力して具体的な取組が行えるよう要望します。（例として官民共催による就職説明会、就職支度金制度、採用に係る助成金・奨励金制度、奨学金補助制度、勤務年数により返済が減額される貸付金、魅力ある市町村での働き方等）
- (2) 学校教育の中でも福祉に関する授業や模擬体験、近隣福祉施設との交流等の機会を増やして障がい者に対する理解を育んでいただけるよう市町村教育委員会との連携を要望します。

3. 障害者地域生活サポート事業について（継続要望）

- (1) 障害者地域生活サポート事業は、福祉先進県かながわを象徴する運営費補助金

事業の見直しに伴い、平成 18 年度に施行されて 15 年が経過しました。市町村の任意事業であり、縣市 1/2 負担の協調事業でもあります。平成 26 年度から交付金化され、実施にあたっては、市町村の財務状況により格差が生じております。令和元年度には制度の見直しがあり、障害者グループホーム等運営費補助事業が一本化されました。現在、全体の実施率は 25% と低い状況となっております。障害者地域生活サポート事業の実施により、利用者の立場に立った支援サービスの充実を目的としています。よって未実施の市町村には早期に実施を要望します。特に比較的实施率の高い次の事業が未実施の市町村には早期に実施を要望します。(継続要望)

- ア 「重度重複障害者個別支援事業」については、14 市町村が実施。
- イ 「単独型短期入所促進事業」については、14 市町村が実施。
- ウ 「地域防災拠点事業」については、11 市町村が実施。
- エ 「医療的ケア支援事業」については、12 市町村が実施。
- オ 「行動障害者支援事業」については、7 市町村が実施。

(2) 障害者地域生活サポート事業は、地域における制度の狭間や国制度への上乗せ補助など、利用者のニーズに合わせたきめ細かいサービスメニューが設定されていますが、職員配置など一部適用条件に厳しい部分がありますので、柔軟な対応を要望します。

(3) サービス等利用計画を作成するにあたって、相談支援専門員の確保が不可欠であります。現行の報酬額では、安定した事業運営及び相談員の確保が難しい状態が続いています。事業運営を安定化するために新たに「障害者地域生活サポート事業」に計画相談支援に関するメニューの追加と、相談員確保に際しての支援策の追加を要望します。

4. 障害者グループホームの運営について (継続要望)

(1) 障害者グループホーム運営事業は、グループホーム等で障がい者が安心して地域生活を送るためにとっても重要であり、福祉先進県かながわを象徴する制度です。現在、交付金化されており、市町村間での格差が無いよう実施率を上げていただくとともに、引き続き継続、充実の推進を要望します。

(2) グループホームの家賃補助は、市町村独自の補助の実施で市町村間の格差(8,000~17,500 円)が生じています。地域での安心した生活を送るためにも全市町村で家賃補助が実施できるよう要望します。現在 19 市町が家賃補助を実施しています。

5. 障がい児サービスについて（継続要望・一部新規）

- (1) 児童発達支援センターや児童発達支援事業、放課後等デイサービスの利用希望障がい児の増加や医療的ケアが必要な重度障がい児などのサービス提供が市町村によって充足状況に格差が生じています、地域で暮らす障がい児に対してニーズに適切に対応するための事業所拡充などの体制整備や市町村単独の看護師やPT、OT、STなどの専門職の人員費補助などが図られるよう要望します。
- (2) 福祉型障害児入所施設の高等部卒業生及び加齢児の移行支援は、みなし規定の期限が令和3年3月末日までから1年延長されました。速やかに移行支援を実現するためには、県、市町村、児童相談所、福祉事務所、相談事業所、特別支援学校及び障害者支援施設、グループホーム、障害福祉サービス事業所等が連携する自立支援システムの構築を図り、地域の社会資源を拡充するとともに、計画的に移行支援が進められるよう調整機能を発揮してください。要望として、現在高等学校3年生になって受けられる障害支援区分認定調査を2年生から受けられるようにしていただきたい。そうすれば進路先、実習先との具体的な調整、体験利用を早い段階で進められることとなります。

6. 相談支援事業の充実（継続要望）

相談支援従事者初任研修、相談支援専門員現任研修における研修回数の増及び受講生の増が可能となるよう必要な予算、研修実施体制の確保を要望します。

7. 短期入所事業について（継続要望）

- (1) 障がい者が在宅生活を継続する上で、家族への支援は重要です。入所施設に加えて通所施設においても単独で安定した短期入所事業が運営できるよう、空床保障や職員の人員配置、市町村主体または近隣市町村合同での基盤整備を図るよう要望します。
- (2) 障害者虐待防止法による緊急時のベッドの確保は一市町村では難しいと思われます。県が広域にわたり調整できるよう市町村からも上申願うよう要望します。

8. 就労関連について（継続要望）

障がい者の経済的自立は、障害基礎年金等とともにある程度の工賃が確保できれば地域移行、地域生活を安定して行う基盤となります。しかし、昨年度より新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、福祉事業所の生産活動は受注減少、イベント等の中止による販路先の減少により大打撃を受けております。つきましては、例年以上に福祉施設への物品購入や役務の業務委託等の優先発注、市町村の公的施設内における福祉ショップの設置、市町村業務における「施設外就労」の推

進、市町村の障がい者の直接雇用の推進、公平中立な共同受注窓口の設置が図られよう要望します。

9. 障がい者の防災対策について（継続要望）

- (1) 昨今の自然災害は、地震に加えて風水害、それに関連した土砂災害等が増大しています。大規模災害で障がい児者は、地域の避難所の環境に馴染むことが難しく、危険と知りながら自宅で過ごしたり、車上生活をした事案もみられます。障がい児者の防災対策は、多様な対応が必要であり、施設との協議や災害対策についても同様の視点を念頭に取組むことが重要です。生活避難施設における運営委員会に障害福祉施設等の関係者が参加するなど、地域での防災活動に啓発的な役割を担えるよう要望します。
- (2) 大規模災害時を想定した対策については、非常災害時の通報や通信手段の確保などが必要不可欠です。無線通信装置等の配備や施設の改修等の施設整備、備品等の確保が行われるよう要望します。

10. 発達障がい者への支援の充実について（継続要望）

現在、かながわA（エース）が、県域を対象に発達障害者支援センター事業を実施していますが、成人発達障がい者のニーズ急増や利用者からの相談件数の増に対応するには、各市町村または圏域において発達障害者支援センターを創設し、発達障がい者支援の充実を図っていただくことを要望します。

11. 第6期障害福祉計画について（継続要望）

(1) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点事業の整備にあたり、国の指針に基づき面的整備型、多機能拠点整備型、またその複合型も含め、地域の実情に応じた具体的な計画策定を要望します。

(2) 基幹相談支援センターの設置について

この事業については、神奈川県では未設置の市町村もありますので、国の指針に基づき基幹相談支援センターの積極的な配置を要望します。設置の自治体は11団体です。しかし、今まで相談事業については独自に取組んできた市町村もありますので、その機能の充実を前提に協議、検討願います。

(3) 市町村地域生活支援事業について

市町村地域生活支援事業の日中一時支援、移動支援、成年後見利用推進支援事業等の報酬単価や設定時間、支給量など必要に見合うように支給決定がされる

よう要望します。

(4) 多様な福祉サービスのあり方について

県内市町村の障がい福祉は、その地域性の中で入所施設、グループホーム、短期入所、居宅介護、移動支援、日中活動支援事業所など多様な福祉サービスによるネットワークで成り立っています。生きづらさを抱えた当事者の方々のライフステージにおいて、必要な時期に、必要な支援を選べることが重要です。65歳問題（介護保険優先ではない 2007 年厚労省通知→市町村の担当者がどのくらい理解されているのか疑問、事業所職員も知らなかったというケースがあります。）にも関連します。特に利用者ご本人が希望により安心して挑戦できる環境を整えるためには横断型・循環型サービスが必要です。多様なサービスのひとつである入所施設の 24 時間 365 日稼働の地域生活を支える拠点としてのセーフティネット機能、役割を再確認していただきたいと思います。福祉先進県神奈川として、障がい福祉を地域で有機的に展開するためには、県内市町村が連携し、柔軟的効果的な助成と制度設計がなされることを要望します。

恐れ入りますが、この要望書についての回答は、文書で令和 年 月 日までにお願いいたします。

以上